

米軍人による道路交通法違反事件に対する抗議決議

北谷町内において、11月18日に米海兵隊上等兵（キャンプ・フォスター所属）が、道路交通法違反（酒気帯び運転）の容疑で現行犯逮捕される事件が発生した。

在日米軍は12月5日、米兵による事件・事故防止のため導入しているリバティ制度（米軍施設・施設外での飲酒時間や外出制限）の対象緩和後、道路交通法違反（酒気帯び運転）が頻発している。

12月8日には、米空軍大尉（嘉手納基地所属）、10日に米海軍中佐（海軍病院所属）、12日に米空軍曹長（嘉手納基地所属）、15日に海兵隊3等軍曹（普天間基地所属）が、同容疑で現行犯逮捕される事件が発生した。

本町のみならず沖縄県内においても米兵による飲酒絡みの事件・事故が後を絶たず、地域住民に不安を与えており、日米両政府が繰り返す「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉は、実効性の伴わない小手先の手法でのごまかしであり、根本的な解決に繋がらず、極めて遺憾である。

本町議会では、再三再四、関係機関に抗議・要請したにも関わらず、同様な事件が繰り返されることに対し強い憤りを禁じ得ない。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

記

- 1 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底すること。
- 2 リバティ制度の規制を強化すること。
- 3 米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチームを早急に開催し、事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成、公表すること。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 5 日本国の憲法・法令を尊重し米軍人・軍属に対する基地内外での基準や罰則を国内法に合致させるよう早急に改定すること。

以上、決議する。

令和4年12月22日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

駐日米国大使 米インド太平洋軍司令官 在日米軍司令官
在沖米四軍沖縄地域調整官 嘉手納基地第18航空団司令官
第3海兵遠征軍司令官 普天間基地司令官 在沖米国総領事